

令和 4 年

上尾市議会 9 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 6 5 号	市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 6 6 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 6 7 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 6 8 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について……………	5
議案第 7 0 号	財産の取得について……………	6
議案第 7 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	7
議案第 7 2 号	上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する協議について……………	8
議案第 7 3 号	上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議について……………	9
議案第 7 4 号	市道路線の認定について……………	1 0
議案第 7 5 号	市道路線の廃止について……………	1 2

議案第 6 5 号

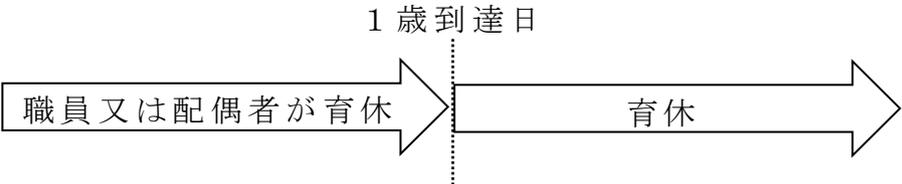
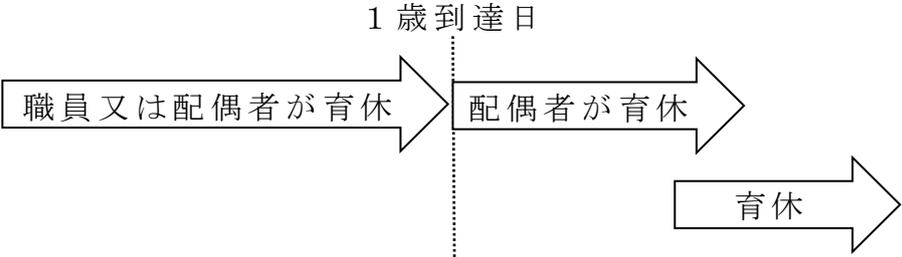
市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(選挙管理委員会事務局)

<p>1 提案理由</p>	<p>公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げるもの</p>																								
<p>2 内容</p>	<p>次に掲げる費用について、それぞれ市が負担する額の限度額を引き上げる。</p> <p>1 選挙運動用自動車の使用に要する費用</p> <table border="1" data-bbox="475 891 1426 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車借入費</td> <td>16,100 円</td> <td>15,800 円</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>7,700 円</td> <td>7,560 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 選挙運動用ポスターの作成に要する費用</p> <table border="1" data-bbox="475 1200 1426 1386"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費（1枚当たり）</td> <td>541 円 31 銭</td> <td>525 円 6 銭</td> </tr> <tr> <td>企画費</td> <td>316,250 円</td> <td>310,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 選挙運動用ビラの作成に要する費用</p> <table border="1" data-bbox="475 1509 1426 1637"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正単価</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作成費（1枚当たり）</td> <td>7 円 73 銭</td> <td>7 円 51 銭</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正単価	現行単価	自動車借入費	16,100 円	15,800 円	燃料費	7,700 円	7,560 円	区分	改正単価	現行単価	印刷費（1枚当たり）	541 円 31 銭	525 円 6 銭	企画費	316,250 円	310,500 円	区分	改正単価	現行単価	作成費（1枚当たり）	7 円 73 銭	7 円 51 銭
区分	改正単価	現行単価																							
自動車借入費	16,100 円	15,800 円																							
燃料費	7,700 円	7,560 円																							
区分	改正単価	現行単価																							
印刷費（1枚当たり）	541 円 31 銭	525 円 6 銭																							
企画費	316,250 円	310,500 円																							
区分	改正単価	現行単価																							
作成費（1枚当たり）	7 円 73 銭	7 円 51 銭																							
<p>3 施行期日</p>	<p>公布の日</p>																								

議案第66号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	人事院規則の一部改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 非常勤職員の育児休業に係る取得要件の緩和</p> <p>子が出生後8週間以内の育児休業の取得について、育児休業を取得する非常勤職員の在職見込み期間の要件を「子が1歳6か月に達する日まで」から「子の出生の日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和する。</p> <p>2 非常勤職員の育児休業に係る取得の柔軟化</p> <p>子が1歳以降の育児休業について、1歳到達日の翌日以外を育児休業の初日として取得することを可能とする。</p> <p>【改正前】</p>  <p>【改正後】 1歳到達日以降、夫婦交代での取得が可能</p> 
3 施行期日	令和4年10月1日

議案第 67 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの																				
2 内容	<p>引用条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例別表第 2 の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="504 797 1386 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39</td> <td>法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="504 1393 1386 1845"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39</td> <td>法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類		39	法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	40	法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	53	法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	54	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	事務の種類		39	法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	40	法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	53	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	54	法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査
事務の種類																					
39	法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査																				
40	法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査																				
53	法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査																				
54	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査																				
事務の種類																					
39	法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査																				
40	法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査																				
53	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査																				
54	法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査																				
3 施行期日	公布の日																				

議案第68号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)

1 提案理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を追加するもの

2 内容 建築行為（新築、増築又は改築）を伴わない良質な既存住宅について、長期優良住宅として認定することができる制度が創設されたことに伴い、当該既存住宅の認定事務に係る手数料の額を新たに追加する。

【参考】認定申請の手数料の額（確認書等が提出された場合）

		既存住宅 (新設)	新築	増築・改築
一戸建ての住宅		13,000 円	8,000 円	13,000 円
共同住宅等	500 m ² 以内	25,000 円	17,000 円	25,000 円
	500 m ² 超	42,000 円	28,000 円	42,000 円
	1,000 m ² 以内			
	1,000 m ² 超	78,000 円	52,000 円	78,000 円
	2,500 m ² 以内			
	2,500 m ² 超	118,000 円	78,000 円	118,000 円
	5,000 m ² 以内			
	5,000 m ² 超	173,000 円	115,000 円	173,000 円
	10,000 m ² 以内			
	10,000 m ² 超	300,000 円	199,000 円	300,000 円
20,000 m ² 以内				
20,000 m ² 超	386,000 円	257,000 円	386,000 円	
30,000 m ² 以内				
30,000 m ² 超	451,000 円	300,000 円	451,000 円	

3 施行期日 令和4年10月1日

議案第 6 9 号

工事請負契約の締結について

(都市整備部みどり公園課)

<p>1 提案理由</p>	<p>UDトラックス上尾スタジアム照明設備更新工事に関する工事請負契約を締結するもの</p>																												
<p>2 内容</p>	<p>UDトラックス上尾スタジアム（上尾市民球場）のナイター照明が老朽化していることから、消費電力が小さく、寿命の長いLED照明灯への交換等必要な措置を講ずるもの</p> <p>1 契約の目的 UDトラックス上尾スタジアム照明設備更新工事</p> <p>2 契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 契約の金額 232,980,000円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市大字小敷谷499番地5 株式会社三進電気工事</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和4年8月16日（火）午前9時00分</p> <table border="1" data-bbox="432 1444 1465 1883"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社三進電気工事</td> <td>211,800,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>三光電気工事株式会社</td> <td>213,150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中央電工株式会社上尾支店</td> <td>213,850,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>栄電業株式会社</td> <td>214,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>藤電設株式会社</td> <td>214,950,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>島村電業株式会社</td> <td>220,700,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額（円）	摘要	1	株式会社三進電気工事	211,800,000	落札	2	三光電気工事株式会社	213,150,000		3	中央電工株式会社上尾支店	213,850,000		4	栄電業株式会社	214,500,000		5	藤電設株式会社	214,950,000		6	島村電業株式会社	220,700,000	
入札業者		入札額（円）	摘要																										
1	株式会社三進電気工事	211,800,000	落札																										
2	三光電気工事株式会社	213,150,000																											
3	中央電工株式会社上尾支店	213,850,000																											
4	栄電業株式会社	214,500,000																											
5	藤電設株式会社	214,950,000																											
6	島村電業株式会社	220,700,000																											

議案第70号

財産の取得について

(消防本部警防課)

<p>1 提案理由</p>	<p>消防ポンプ自動車を取得するもの</p>																				
<p>2 内容</p>	<p>火災現場における消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車を更新して取得するもの</p> <p>1 自動車の数量 消防ポンプ自動車 1台 2 取得の方法 条件付一般競争入札 3 取得価格 44,154,000円 4 契約の相手方 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階 長野ポンプ株式会社東京営業所</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和4年6月24日(金)午前9時40分</p> <table border="1" data-bbox="391 1415 1423 1727"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>長野ポンプ株式会社東京営業所</td> <td>40,140,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所</td> <td>40,290,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>日本機械工業株式会社本社営業部</td> <td>40,300,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社モリタ東京支店</td> <td>40,400,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	長野ポンプ株式会社東京営業所	40,140,000	落札	2	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	40,290,000		3	日本機械工業株式会社本社営業部	40,300,000		4	株式会社モリタ東京支店	40,400,000	
入札業者		入札額(円)	摘要																		
1	長野ポンプ株式会社東京営業所	40,140,000	落札																		
2	ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所	40,290,000																			
3	日本機械工業株式会社本社営業部	40,300,000																			
4	株式会社モリタ東京支店	40,400,000																			

<p>議案第71号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
1 提案理由	<p>新型コロナウイルスの感染が急拡大したことに伴い、新型コロナウイルス対策事業及び自宅療養者支援事業を継続して実施するため、その経費を計上した令和4年度上尾市一般会計補正予算(第7号)を緊急に編成する必要が生じ、令和4年8月4日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの</p>
2 内容	<p>【歳入】</p> <p>20款 繰越金</p> <p style="padding-left: 2em;">1項 繰越金 106,843千円</p> <p>【歳出】</p> <p>4款 衛生費</p> <p style="padding-left: 2em;">1項 保健衛生費 106,843千円</p> <p>【補正予算の主な概要】</p> <p>新型コロナウイルスの感染が急拡大したことに伴う事業の継続実施</p> <p>新型コロナウイルスの感染が急拡大したことに伴い、次に掲げる事業を継続して実施するため、追加で予算措置を講ずる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス対策事業</p> <p style="padding-left: 2em;">PCR検査等の自己負担相当額に対する助成金に要する経費を増額して計上する。</p> <p>(2) 自宅療養者支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">自宅療養者に対する食料品及び生活・衛生用品の支援セットの支給並びにパルスオキシメーターの配送に要する経費を増額して計上する。</p>

議案第72号

上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する協議について

(消防本部消防総務課)

1 提案理由	伊奈町から消防事務の委託を受けることに関し、地方自治法第252条の14第1項の規定により協議により規約を定めたいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案するもの
2 内容	<p>伊奈町から消防事務の委託を受けることに関し、協議により「上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する規約」を定める。</p> <p>規約の主な概要</p> <p>1 委託事務の範囲</p> <p>伊奈町は、次に掲げる事務の管理及び執行を上尾市に委託する。</p> <p>(1) 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）</p> <p>(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定により伊奈町が処理することとされた火薬類取締法等に基づく事務</p> <p>2 管理及び執行の方法</p> <p>委託事務の管理及び執行は、上尾市の条例及び規則その他の規程の定めるところによる。</p> <p>3 経費の負担</p> <p>委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、これを上尾市に交付する。</p>
3 施行期日	令和5年4月1日

議案第73号

上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議について

(消防本部指令課)

1 提案理由	令和5年3月31日をもって上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会を協議により廃止したいので、地方自治法第252条の6においてその例によることとされた同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案するもの
2 内容	令和5年4月1日から伊奈町の消防事務の委託を受けることに伴い、同年3月31日をもって、上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会を協議により廃止する。

議案第74号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

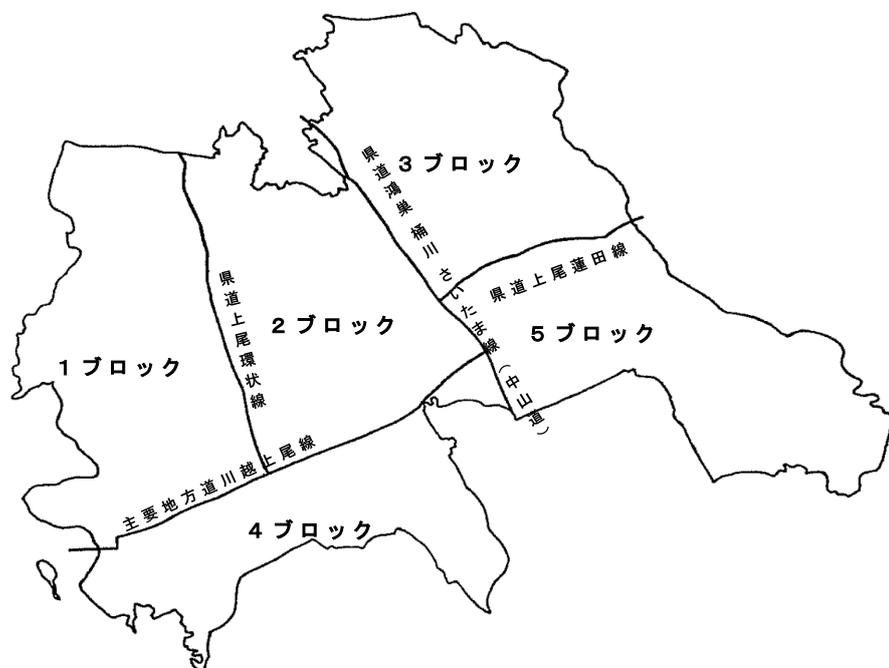
上尾都市計画事業大谷北部第四地区区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

上尾都市計画事業大谷北部第四地区区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	21906号線	1	325.79

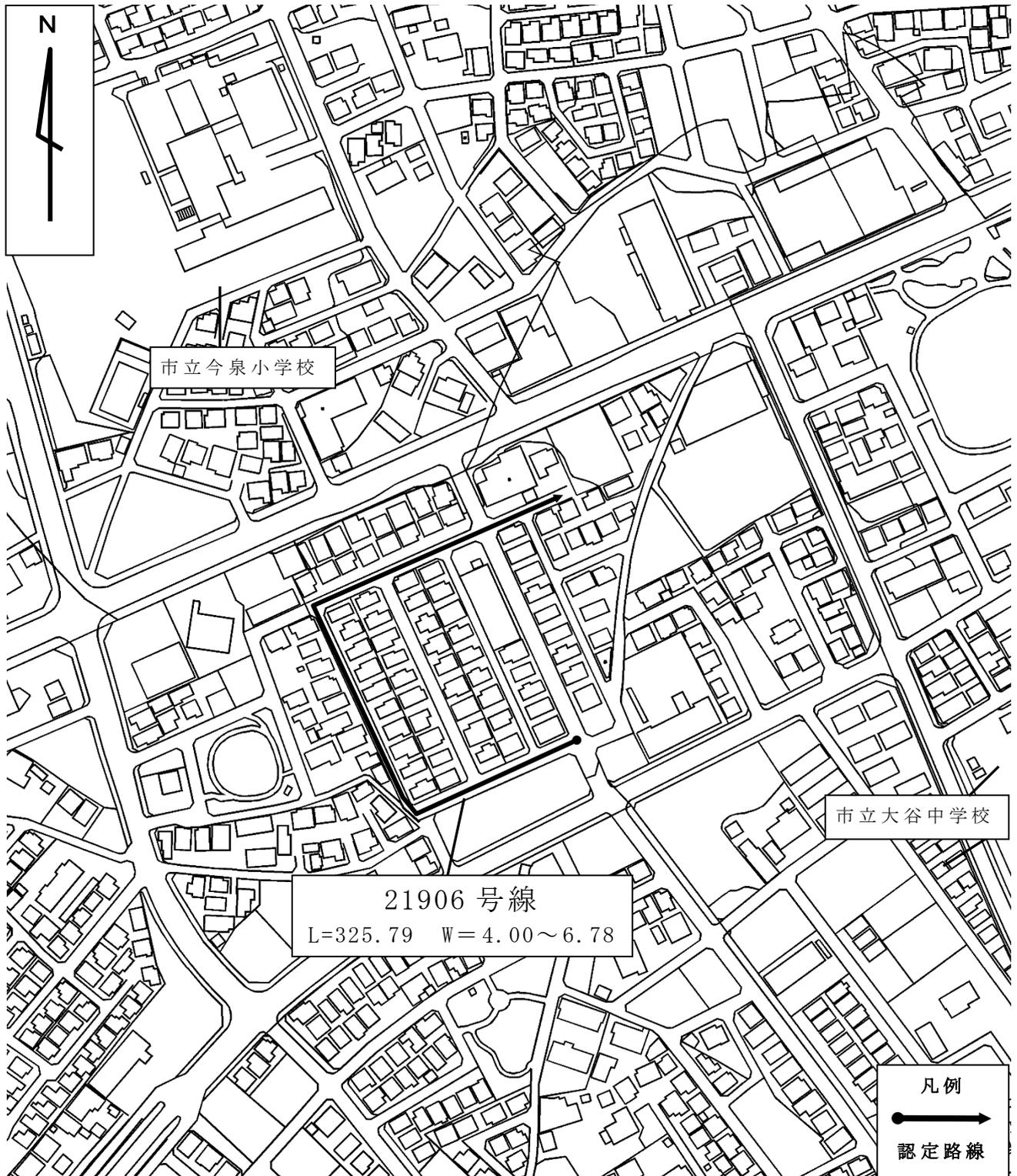
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

2ブロック



議案第75号

市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

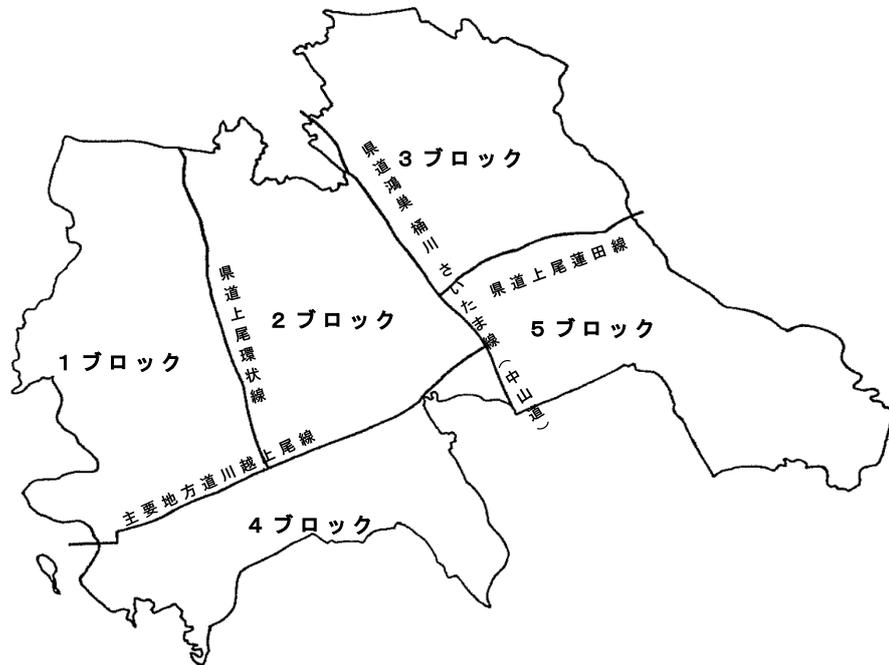
上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	20596号線	1	348.01

市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 3,000

2ブロック

